

平成27年3月16日

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

島原市総務部契約管財課

本市が発注する建設工事の最低制限価格について、一部改正しましたので、お知らせします。

1 対象工事

競争入札に付する工事のうち、原則として設計金額80万円（税込み）以上の工事

2 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

最低制限設計価格の算出式の変更

工事区分	現行	改正後
土木工事	【2億円を超える場合】 設計金額× α $\alpha = (902.8 - 1.4 \times$ 設計金額／1億円)／1,000 ※ α は、小数第5位以下切り捨てる。 【2億円以下の場合】 設計金額の90%	設計金額の90%
鉄橋及び鋼製の 歩道橋等の工場 製作工事		
建築工事（建築 関連の電気設備 工事、機械設備 工事を含む）		
土木関連の電気 通信設備工事、 機械設備工事	設計金額の90%	設計金額の90%
建築関連の搬送 設備工事及び解 体工事	設計金額の80%	設計金額の80%

3 最低制限価格（税抜き）

上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4 数値の取り扱い

最低制限価格、最低制限設計価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

5 施行日

平成27年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から適用する。

※ は、今回の改正部分を表しています。それ以外は変更ありません。